

聖籠町職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年9月12日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第27号

聖籠町職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

聖籠町職員の育児休業等に関する規則（平成4年聖籠町規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条の2」を「第2条の3」に改める。

第1条の3の見出し及び同条各号列記以外の部分中「第2条の2第3号イ」を「第2条の3第3号のイ」に改め、同条第1号中「第2条の2第3号イ」を「第2条の3第3号のイ」に、「保育所における保育」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育」に改め、同条第2号中「第2条の2第3号イ」を「第2条の3第3号のイ」に、「親である配偶者」を「親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下この号において同じ。）である配偶者」に改める。

第2条第1項中「第3条第7号」を「第3条第8号」に、「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同条第2項ただし書中「第3条第7号」

